

高等特別支援学校における消費者教育に保護者が求める学習内容に関する調査研究

坂本 裕 岐阜大学教育学部
 森 琴未 岐阜県立飛騨吉城特別支援学校
 菊地 一文 弘前大学大学院教育学研究科
 釘田 雅司 鹿児島純心大学人間教育学部

要旨：高等特別支援学校生の保護者に高等特別支援学校における消費者教育に求める学習内容に関する質問紙調査を 2022 年 11 月に行った。そして、回答のあった保護者 245 名のデータを因子分析した。その結果、高等特別支援学校における消費者教育に保護者が求める学習内容は第 1 因子：オンラインゲームの利用に関する内容、第 2 因子：消費生活を送るなかでの契約や制度に関する内容、第 3 因子：インターネット通販の利用に関する内容、第 4 因子：金銭の管理に関する内容、第 5 因子：店売りの利用に関する内容からなる 5 因子構造であることが明らかになった。

Keywords：高等特別支援学校，消費者教育，学習内容，保護者，調査研究

I. 問題と目的

2018 年の民法改正により、成年年齢が 18 歳に引き下げられた。この成年年齢の引き下げによって、後期中等教育段階における満 18 歳以上の生徒は在学中から一人で契約をすることが可能となった¹⁾。こうした民法改正の動向を受け、文部科学省は 2019 年の学習指導要領改訂に際し、関連する各教科等において消費者教育に関する学習内容の更なる充実を図った²⁾。その一つとして、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部の家庭科に関しては「C 消費生活・環境」において、新たに売買契約の仕組み、消費者被害の背景とその対応に関する内容が加えられた³⁾。しかし、知的障害である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科の特徴からして、具体的な学習内容は生徒の実態や保護者の意向、地域の実態を加味しながら、各学校において設定していくことになる。

このような状況を踏まえ、本研究では、高等特別支援学校生の保護者に高等特別支援学校における消費者教育に求める学習内容に関する質問紙調査を行うこととする。そして、その結果から高等特別支援学校における消費者教

育に保護者が求める学習内容の因子構造を明らかにすることを目的とする。

II. 方法

1. 調査対象

A 県立 B 高等特別支援学校生の保護者 53 名、C 県立 D 高等特別支援学校生の保護者 115 名、E 県立 F 高等特別支援学校生の保護者 77 名の計 245 名。なお、その内訳は、父親 23 名(9.4%)、母親 207 名(84.5%)、その他 15 名(6.1%)であった。また、調査対象者の子どものプロフィールは、1 年生 92 名(37.5%)、2 年生 72 名(29.4%)、3 年生 81 名(33.1%)、男子 181 名(73.9%)、女子 64 名(26.1%)であった。そして、知的障害の程度(療育手帳)は軽度 243 名(99.9%)、中・重度 2 名(0.1%)であった。知的障害と併せ有する障害の状況は肢体不自由 4 名(1.7%)、病弱 2 名(0.8%)、自閉症 24 名(9.8%)、他 21 名(8.5%)であった。

2. 調査時期

2022 年 11 月

3. 調査手続き

調査対象とする高等特別支援学校を東日本地区、中日本地区、西日本地区から各1校ずつ任意で抽出した。そして、各学校長の調査協力への承諾を得た後、各調査対象校に調査用紙を郵送し、各学級担任を通じて保護者327名に配布した。なお、調査対象者には書面で、調査の趣旨、調査の参加は個人の自由意思に基づくものであること、回答内容はコンピュータ処理を行い、個人が特定されないこと、調査結果は公開することなどを示し、同意を得た者のみが回答するようにした。回答終了後、対象校が取りまとめ、郵送によって、248名(回収率75.8%)から回収した。そのうち、欠損データのあった3名分を除き、245名分を分析対象とした。

4. 調査項目

各地の自治体が作成している高等特別支援学校や特別支援学校高等部対象の消費者教育の手引きや教材、消費者庁が行った調査などを参考

にして、障害児教育学を専門とする大学教員3名にて、高等特別支援学校における消費者教育に保護者が求める学習内容に関する調査項目としてTable 1に示した22項目を選定した。

また、調査対象校の学校長3名に項目の内容や表現を確認した。そして、高等特別支援学校における消費者教育の内容の必要度を3件法(2.すごく思う, 1.やや思う, 0.少しも思わない)にて尋ねた。

5. 分析方法

高等特別支援学校における消費者教育に保護者が求める学習内容の因子構造を明らかにするために因子分析(一般化した最小2乗法, バリマックス法)を行った。ただし、因子負荷量|.40|に満たない項目が生じた際、また、1因子2項目が生じた際は、その項目を削除し、再解析をした。

さらに、Cronbachの α 係数による信頼係数

Table 1 高等特別支援学校における消費者教育に保護者が求める学習内容に関する調査項目

<ul style="list-style-type: none"> ・消費者のための法律と制度について(消費者契約法、クーリングオフ制度など) ・購入に伴う“契約”について(“約約”と“契約”の違いや売買契約など) ・購入に伴う契約において注意することについて(契約書やルールの確認など) ・購入に伴う契約の結び方・やめ方について(書面や口頭など) ・お金の種類について(紙幣や硬貨、電子マネーなど) ・金銭の管理について(家計簿の付け方やお金の使うバランス、収入と支出など) ・貯蓄について(貯金や銀行の利用など) ・保険について(加入できる保険の種類や専門保険会社への相談など) ・実店舗での買物の仕方について(商品の選び方や商品の場所の尋ね方、支払方法など) ・実店舗での買物で事前に行うことについて(予算設定や購入計画、店舗の選別など) ・実店舗での買物で注意することについて(予算内での購入やレシートの保存など) ・実店舗での買物で困ったときの対応について(保護者・消費生活センターへの相談など) ・電話・SNSなどでの販売で注意することについて(アポイントメントセールスなど) ・インターネット通販での買物の仕方について(商品の選び方や問合せの仕方、支払方法など) ・インターネット通販での買物で事前に行うことについて(予算設定や購入計画、サイトの選別など) ・インターネット通販での買物で注意することについて(予算内での購入、購入完了メールの保存など) ・インターネット通販での買物で困ったときの対応について(保護者・消費生活センターへの相談など) ・ホームページ・メールの利用で注意することについて(偽サイトやワンクリック詐欺など) ・オンラインゲームのやり方について(ゲーム課金など) ・オンラインゲームで事前に行うことについて(予算設定や時間設定など) ・オンラインゲームで注意することについて(予算・時間内での使用や個人情報保護など) ・オンラインゲームで困ったときの対応について(保護者・消費生活センターへの相談など)
--

にて尺度の内的一貫性を検証した。なお、因子名については〈 〉で示した。

Ⅲ. 結果

1 回目の因子分析で因子負荷量 |.40| に満たなかった 3 項目「お金の種類について」「電話・SNS などでの販売で注意することについて」「ホームページ・メールの利用で注意することについて」を除外して再解析を行った。そして、2 回目で 1 因子 2 項目となった「実店舗での買物で困ったときの対応について」「インターネット通販での買物で困ったときの対応について」を除外し、さらに解析を行った。その結果、3 回目の解析にて、因子負荷量は 17 項目いずれも |.40| 以上であり、5 因子ともに 3 項目以上となった。

第 1 因子は「オンラインゲームで事前に行うことについて」「オンラインゲームのやり方について」「オンラインゲームで困ったときの対応について」「オンラインゲームで注意することについて」の 4 項目から〈オンラインゲームの利用に関する内容〉の因子と命名した。

また、第 2 因子は「購入に伴う“契約”について」「購入に伴う契約の結び方・やめ方について」「購入に伴う契約において注意することについて」「消費者のための法律と制度について」の 4 項目から〈消費生活を送るなかでの契約や制度に関する内容〉の因子と命名した。

そして、第 3 因子は「インターネット通販での買物の仕方について」「インターネット通販での買物で事前に行うことについて」「インターネット通販での買物で注意することについて」の 3 項目から〈インターネット通販の利用に関する内容〉の因子と命名した。

さらに、第 4 因子は「貯蓄について」「保険について」「金銭の管理について」の 3 項目から〈金銭の管理に関する内容〉の因子と命名した。

最後に、第 5 因子は「実店舗での買物で注意することについて」「実店舗での買物で事前に行うことについて」「実店舗での買物の仕方について」の 3 項目から〈店売りの利用に関する内容〉の因子と命名した。

なお、 α 係数はモデル全体 .807 であり、信頼性は確認できた。

Ⅳ. 考察

1. 保護者が求める学習内容

高等特別支援学校における消費者教育に保護者が求める学習内容の因子構造は Table 2 に示したように、〈オンラインゲームの利用に関する内容〉〈消費生活を送る中での契約や制度に関する内容〉〈インターネット通販の利用に関する内容〉〈金銭の管理に関する内容〉〈店売りの利用に関する内容〉の 5 因子であった。

(1) 第 1 因子：オンラインゲームの利用に関する内容

特別支援学校に在籍する児童生徒の長期休暇の主な過ごし方は、テレビやビデオの視聴、ゲームやパソコンの利用が多いとされている²⁾。

また、特別支援学校卒業生の休日の主な過ごし方は、テレビの視聴、ゲームやパソコンの利用が多いとされている⁶⁾。そして、特別支援学校に在籍する児童生徒が実際に被害に遭った消費者トラブルの中で、オンラインゲームに関する消費者トラブルが最も高い割合であることが現状である³⁾。

これらのことから、オンラインゲームは児童生徒の利用率・余暇活動の割合ともに高いものであるが、保護者自身が知らないことであったり、経験していないことであったりするため、保護者の学校における消費者教育への意向に現れたと考える。

なお、各自治体の高等特別支援学校生や特別支援学校高等部生を対象に作成された手引きにおいて、第 1 因子を取り扱っていた団体は 15 団体中 5 団体しかなかった。

(2) 第 2 因子：消費生活を送る中での契約や制度に関する内容

特別支援学校卒業生の多くが給与生活を始め、20 歳を迎えると障害基礎年金を受け取る人が大半であり、消費生活において契約主体としての責任が求められるようになる¹³⁾。また、障害者の契約トラブルによる被害が多く、かつ増加傾向にあることが現状である¹⁶⁾。なかでも、知的障害者は日常生活に支障をきたす場面が少なくないが、障害の程度について他人からは判断しづらく、会話ができる人の場合は実際より能力が高い印象を周囲に与えるため、消費者トラブルに巻き込まれやすい傾向にあることも指摘されている¹²⁾。

これらのことから、本人が学校在籍中に契約の基本や原則を学び、学校卒業後、自立した消費者として生活していくための力を養うため

に、保護者の学校における消費者教育への意向に現れたと考える。

なお、各自治体の高等特別支援学校生や特別支援学校高等部生を対象に作成された手引きにおいて、第2因子の内容を取り上げていた団体は15団体中10団体であった。

(3)第3因子:インターネット通販の利用に関する内容

インターネット通販の利用状況は、知的障害者 14.9%、発達障害者 39.6%、精神障害者 45.2%であり、知的障害者の利用の割合は他の障害種と比較して低い現状にある¹⁵⁾。しかし、消費者庁をはじめとする各自治体では、知的障害児・者へのインターネット通販の利用や注意点について、啓発や注意喚起をしている⁵⁾¹⁷⁾。特にその中でも、特別支援学校高等部生が被害に遭いやすい消費者トラブルの一つとしてイ

ンターネット通販の利用による消費者トラブルを指摘している¹⁾。

これらのことから、知的障害者のインターネット通販の利用は低い現状ではあるが、各自治体での啓発等により、保護者の学校における消費者教育への意向に現れたと考える。

なお、各自治体の高等特別支援学校生や特別支援学校高等部生を対象に作成された手引きにおいて、第3因子の内容を取り上げていた団体は15団体中6団体であった。

(4)第4因子:金銭の管理に関する内容

知的障害者の家計管理支援について、自ら家計の管理ができることで本人の生活や精神の安定がみられるようになり、本人の希望に沿った生活が実現するとされている⁴⁾。また、特別支援学校生の保護者の60.1%が、生活と金銭管理に関する学習を学校で行うことについて必

Table 2 高等特別支援学校における消費者教育に保護者が求める学習内容の因子構造

項 目	因子負荷量				
	I	II	III	IV	V
第1因子〈オンラインゲームの利用に関する内容〉					
1 オンラインゲームで事前に行うことについて	.801	.052	.199	-.028	.060
2 オンラインゲームのやり方について	.757	.021	.216	.065	.060
3 オンラインゲームで困ったときの対応について	.676	.205	.112	.166	.144
4 オンラインゲームで注意することについて	.662	.067	.142	.100	.119
第2因子〈消費生活を送るなかでの契約や制度に関する内容〉					
5 購入に伴う“契約”について	.091	.774	.017	.099	-.025
6 購入に伴う契約の結び方・やめ方について	.056	.773	.171	.183	.036
7 購入に伴う契約において注意することについて	.065	.770	.057	.088	.081
8 消費者のための法律と制度について	.057	.510	.152	.003	.009
第3因子〈インターネット通販の利用に関する内容〉					
9 インターネット通販での買物の仕方について	.189	.103	.709	.123	.011
10 インターネット通販での買物で事前に行うことについて	.235	.131	.621	.027	.078
11 インターネット通販での買物で注意することについて	.185	.176	.527	.299	.173
第4因子〈金銭の管理に関する内容〉					
12 貯蓄について	.032	.121	.078	.745	-.042
13 保険について	.150	.296	.216	.556	-.103
14 金銭の管理について	.051	-.001	.047	.521	.198
第5因子〈店売りの利用に関する内容〉					
15 実店舗での買物で注意することについて	.042	.145	-.017	.170	.894
16 実店舗での買物で事前に行うことについて	.071	-.046	.101	-.036	.483
17 実店舗の買物の仕方について	.187	-.002	.054	-.047	.400

N=245, モデル全体の a 係数.087

要性を感じている¹²⁾。さらに、知的障害児への金銭管理等に関する教育は、従来“働くこと＝稼ぐこと”を中心に行われてきたため、“使うこと”に関して十分に行われていないのではないのかとの指摘もある²⁰⁾。

これらのことより、特別支援学校卒業後の安定し、本人の希望に沿った生活の実現や、生活と金銭管理等に関する内容の学習の必要性から、保護者の学校における消費者教育への意向に現れたと考える。

なお、各自治体の高等特別支援学校生や特別支援学校高等部生を対象に作成された手引きにおいて、第4因子の内容を取り上げていた団体は15団体内9団体であった。

(5)第5因子:店売りの利用に関する内容

店売りにて買物をする事ができるということは、購入したいものの現物を見て購入し、入手できることや、店員との実際のやりとりを通して社会的な相互作用が必要とされている¹⁸⁾。そのため、店売りにて買物することは、障害児・者が自立した消費者として社会で生活していくうえで、極めて有用なスキルであるとの指摘もある⁸⁾。

このことから、今後生活を送っていく中で、本人が自立した消費者として生活し、より豊かな生活の実現のためにも、保護者の学校における消費者教育への意向に現れたと考える。

なお、各自治体の高等特別支援学校生や特別支援学校高等部生を対象に作成された手引きにおいて、第5因子の内容を取り上げていた団体は15団体内5団体であった。

2. 今後の課題

本研究において高等特別支援学校における消費者教育に保護者が求める学習内容の5因子を教育実践にて具体としていくには保護者、ならびに、生徒本人の意識や状況を重ね合わせて検討することが不可欠と考える。

(1)保護者

高等部における消費者教育に関わって、生徒が日々の買い物等を自身が行う機会は少ないものの、卒業後は給料を含む金銭管理ができるようになってほしいと保護者が期待しているとされている²¹⁾。こうした傾向は、高等特別支援学校における主権者教育に関わっても、保護者の政治への関心の高低によってわが子の政治への興味・関心の捉えも影響を受けるとされている⁷⁾。本研究にて明らかになった5因子は保護者がわが子の将来を憂い、わが子に身につ

けた欲しいとする最大の内容と捉えることができよう。そして、今後、これらの5因子にかかわる保護者個々の意識や生活実態と重ねるなかでその具体までを検討していかねばならない。

(2)生徒

本研究の対象とした高等特別支援学校生のみならず、高等学校に在籍する軽度知的障害の生徒も含めた、軽度の認知的制限をもつ生徒の将来像を見通し、生徒の主體的な取り組みを支援する教育実践の重要性が指摘されている¹¹⁾。こうしたことから、本研究で明らかになった保護者が求める卒業後のリスクへの対応としての学習内容の設定に留まることなく、生徒本人が何を求め、その実現を阻む具体的な困難さを把握し、支援していく体制まで検討していかねばならない。

文 献

- 群馬県生活子ども消費生活課(2021):ぐんま版消費者教育教材(特別支援学校向け), <https://www.pref.gunma.jp/page/8449.html> (2023.01.13取得)。
- 細谷一博(2011):長期休業中における知的障害児の余暇実態と保護者ニーズに関する調査研究. 発達障害支援システム学研究, 10(1), 11-17.
- 岩手県立県民生活センター(2020):知的障がい者等金銭管理支援ガイドブック。
- 川崎孝明(2018):知的障害者の家計管理支援と教育的観点をめぐる一考察. 尚綱大学研究紀要A, 人文・社会科学編, 50, 71-81.
- 国民生活センター(2021):見守り情報(高齢者・障がい者・子どものトラブル防止), <https://www.kokusen.go.jp/mimamori/index.html> (2023.01.13取得)。
- 栗林睦美・野崎美保・和田充紀(2018):特別支援学校卒業後における知的障害者の就労・生活・余暇に関する現状と課題. 富山大学人間発達科学部紀要, 12(2), 135-149.
- 松野友香・坂本裕・松原勝己(2019):知的障害のある高等特別支援学校生徒の選挙への保護者の意識に関する調査研究. 岐阜大学特別支援教育センター年報, 26, 47-50.
- 松岡勝彦・平山純子・畠山和也・川畑融・小林重雄(1999):発達障害者における所持金内での買い物指導. 特殊教育学研究, 37(3), 1-10.
- 文部科学省(2019):平成31年4月1日から新特別支援学校高等部学習指導要領が適用されるまでの間における現行特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定める件の一部改正について(通知)

- 9)文部科学省(2019):特別支援学校学習指導要領解説知的障害者教科等編(下)(高等部).
- 10)中田正敏(2015):「さまざまな困難を抱えている生徒」に対する高等学校段階での教育の在り方について. 発達障害研究, 37, 209-216.
- 11)小野由美子・江國泰介・尾崎妙子・小室厚美・島貫正人・鈴木佳江・名川勝・中井敦美・平井威(2009):会社等で働く知的障害者を対象にした家計管理支援プログラムの開発. 研究助成論文集/明治安田こころの健康財団編(45), 190-194.
- 12)小野由美子(2010):特別支援学校高等部における消費者教育の現状と課題. わたしは消費者, 120, 1-3.
- 13)小野由美子(2016):全国消費生活相談情報にみる心身障害者関連の判断不十分者契約. 消費者教育, 35, 43-51.
- 14)消費者庁(2018):平成29年度障がい者の消費行動と消費者トラブルに関する調査報告書.
- 15)消費者庁(2021):令和3年版消費者白書.
- 16)消費者庁(2021):特別支援学校(高等部)向け消費者教育教材「ショウとセイコと学ぼう!大切な契約とお金の話」. https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/teaching_material/material_010/special_school.html(2023.01.13取得).
- 17)渡部匡隆・山本淳一・小林重雄(1990):発達障害児のサバイバルスキル訓練. 特殊教育学研究, 28(1), 21-31.
- 18)柳澤由香(2022):成年年齢引き下げに係る主権者教育・消費者教育の推進. 特別支援教育研究, 782, 62-63.
- 19)安岡知美(2021):知的障害のある生徒の生きる力につながる金融教育を. 第18回金融教育に関する実践報告コンクール. [https://www.shiruporuto.jp/public/document/container/connours_kyoin/2021/\(2023.10.6取得\)](https://www.shiruporuto.jp/public/document/container/connours_kyoin/2021/(2023.10.6取得))
- 20)安岡知美・是永かな子(2022):人生100年時代を見据えて. 特別支援教育研究, 782, 16-19.

(受稿 2023.03.06, 受理 2023.11.09)